

給付型奨学金制度の設計について

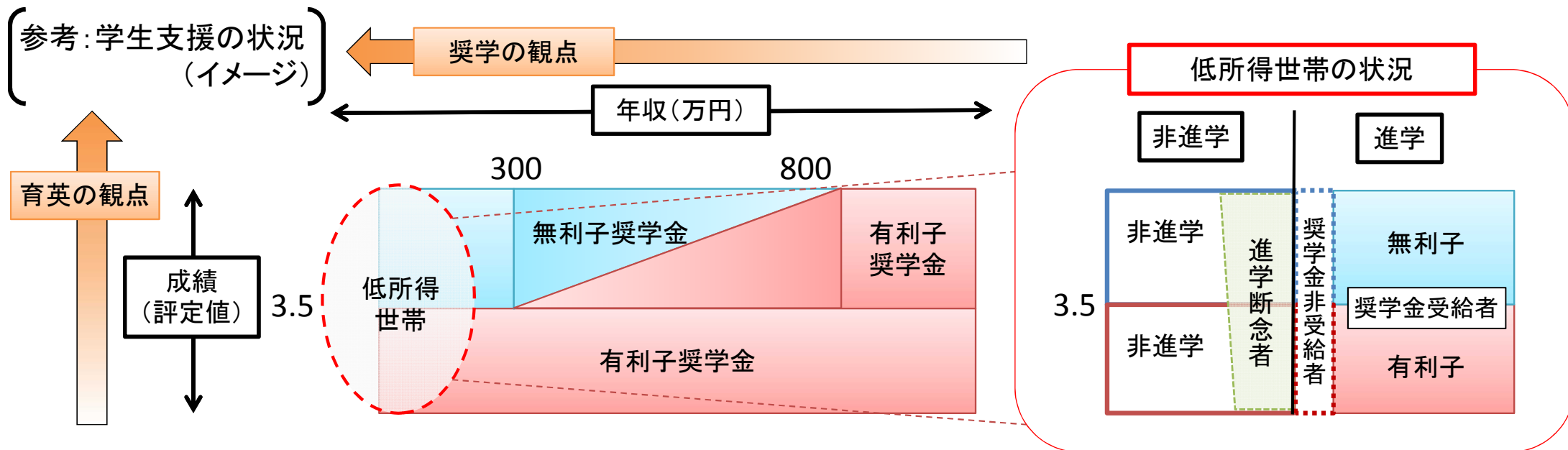
〈これまでの議論の整理〉

給付型奨学金制度検討チーム

平成28年8月31日

制度創設の趣旨

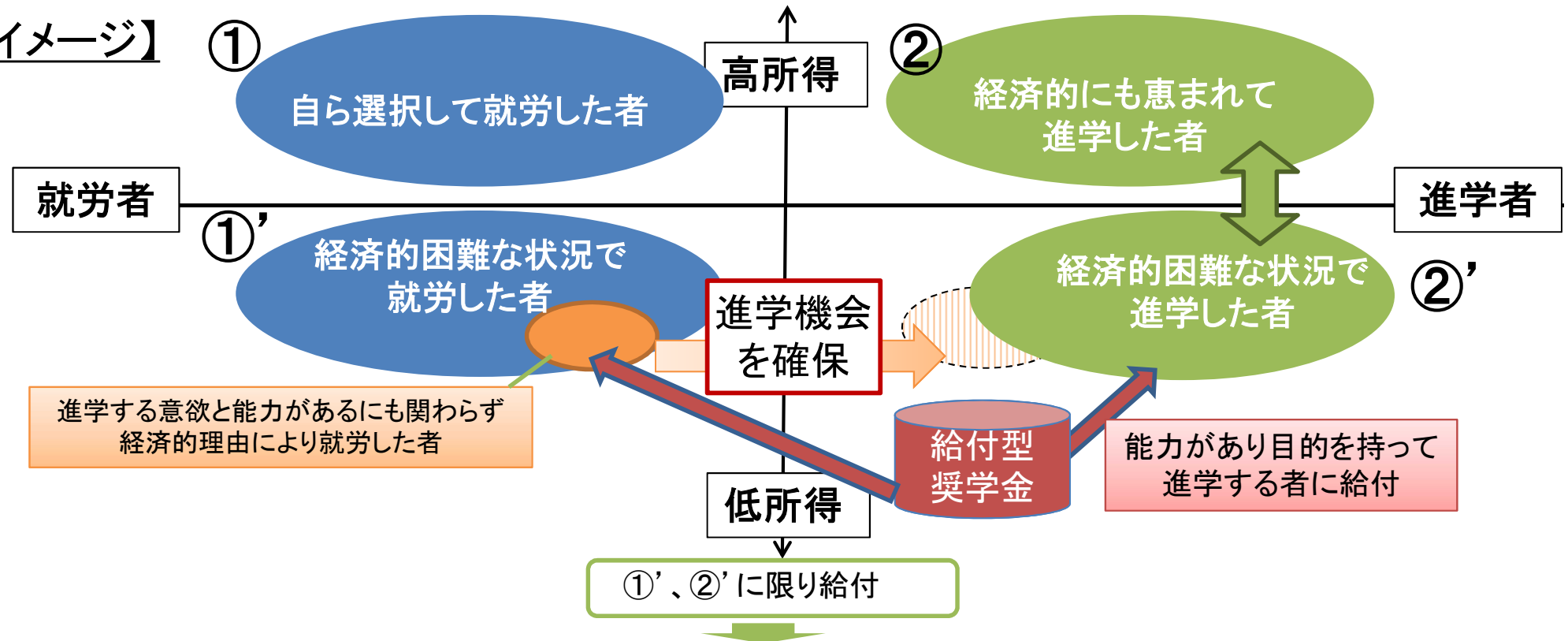
- 高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっている。こうしたなかで、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者が存在する状況となっている。
- 給付型奨学金は、こうした進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度とすることを基本とすべきである。
- その際、経済的に厳しい家庭の子供達が進学するに当たって、進学費用のために多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないようにすることが重要である。
- また、教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点から、進学に向けた学生等の努力を促す仕組みとすることが望まれる。
- このため、「奨学」(ニードベース)の考え方を基本としつつ、学生等の努力を促す観点から「育英」(メリットベース)の考え方も取り入れた制度とすることが考えられる。



同世代における公平性

- 同世代内での進学する者と就職する者の公平性については、今回の制度が、経済的な理由により進学を断念することがないようにするための支援であることからすると、高等教育へ進学し、給付による支援を受けられることができる機会は、就職しようとする者にも同様に確保されることから、機会の公平性は担保されているものと考えられる。
- また、この制度について、返還可能性が見込まれる者からも返還を求めない可能性など、進学しない者の理解を得るためには、進学による便益を分析するとともに、進学及び進学後の学業成就に向けた努力を評価する仕組みとすることが適当と考えられる。

【イメージ】



教育機会の不公平を是正する

- ・①' に高等教育への**進学の機会を保証**する。
- ・①' の中でも進学者と就労者が生まれるが、**両者には給付を得て進学する機会が平等に与えられる。**

対象者の選定について①

(対象とする学校種)

- 対象とする学校種は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の貸与型の奨学金の対象(高校卒業段階)と同様に、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程とすることが適当である。

(家計基準の設定)

- 奨学(ニードベース)の観点からは、他の世帯との比較で、年収の低い世帯の学生ほど、家庭からの給付が少ないことから、こうした年収の低い世帯ほど進学を断念せざる得ない子供も多いと考えられるため、こうした年収の低い世帯を対象とすることが適当である。
- 世帯種等としては、例えば、児童養護施設退所者、生活保護世帯、住民税非課税世帯などが考えられる。
- このような世帯が対象に含まれ、なおかつ公正性のある基準の設定を考えた場合、例えば、
 - ・所得水準は生活保護世帯と同等であるが、生活保護の扶助を受けずに生計を維持している世帯もあること
 - ・多子世帯では一定の年収が得られていても経済的には困難な場合があることといった観点も踏まえつつ、引き続き検討を深める必要がある。

参考: 低所得世帯等を対象とする場合の対象例

高校1学年あたりの生徒数(概数)

・児童養護施設退所者、里親出身者	約2千人	} うち対象となるのは 大学等進学者
・生活保護世帯	約1.5万人	
・住民税非課税世帯※	約14.2万人	
・年収300万円以下世帯 等		

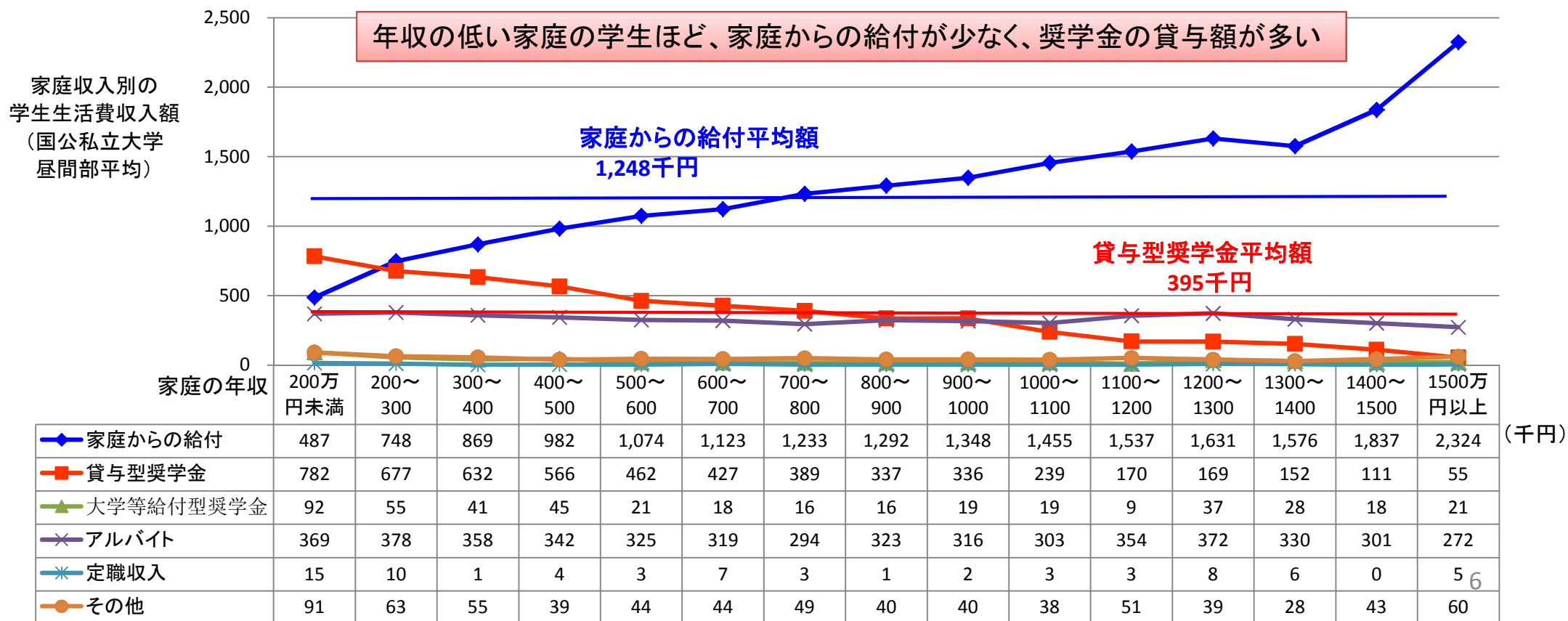
※ 高校生等奨学給付金受給者数、生活保護世帯除く

(学力要件の設定)

- 教育的な観点及び働く者の理解を得るとの観点からは、「頑張った者が報われる」制度とし、学生等の努力を促す視点も重要である。
- また、給付型の奨学金については、貸与型の奨学金以上に税の用途としての説明責任が問われるものであることから、現在の無利子奨学金の貸与において、一定の成績要件を設けて対象者を選定しているなか、給付型奨学金の受給者にもより一層の努力を求めることは当然と考えられる。
- このため、一定の成績基準を設定することを検討すべきである。ただし、低所得世帯の子供たちの進学にあたっての経済的負担を軽減し、進学を後押しすることが制度を設ける本義であることに照らして、必要以上に厳しい成績基準を設定し、過度に対象範囲を限定することは適当ではないと考えられる。
- また、現在の奨学金の予約採用の成績基準は高校1・2年次の評定平均値を用いているが、例えば様々な困難な状況を抱えて高校生活前半で一時的に成績が低下し成績基準を満たさなかったとしても、高校生活後半から進学にチャレンジし学力を向上させるなど優れた成果を収めた生徒については、透明性を確保した上で、学校推薦等の方法により対象とすることも検討課題と考えられる。

給付額

- 実際に進学する際には、給付型奨学金のみならず、家庭からの給付やアルバイトによる収入、機構が行う貸与型奨学金、各大学や地方自治体、民間財団等が行う奨学金等の支援制度を併用することにより、進学及び修学の費用を用意することが必要となる。
- 給付額については、経済的に困難な状況にある子供の進学を後押しする観点から、他の世帯と比較して相対的に重くのしかかる負担感を解消するようなものとするのが適当であり、学校種別や設置主体、通学形態により必要となる学費及び生活費や他制度とのバランスを踏まえ、必要とされる金額を設定することが望ましい。業務面での実施可能性を含め、引き続き検討を行う必要がある。
- なお、民間の制度も含め様々な支援制度を生徒及び保護者に情報提供し、生徒自らが進学及び修学に係る費用の資金計画を考えるようにすることも重要である。



財源

- 給付型奨学金は未来への投資であり、意欲と能力のある子供達の大学等への進学を後押しすることにより、将来は国民全体に社会的便益をもたらす制度であると考えられる。
- こうした施策効果について更に検証を行い、新たな制度に対する国民的な理解を得つつ、恒久措置を創設する場合には恒久的な安定財源が必要であることを踏まえ、制度改正や税制措置を含めた財源確保の方策について検討することが必要である。

給付の在り方

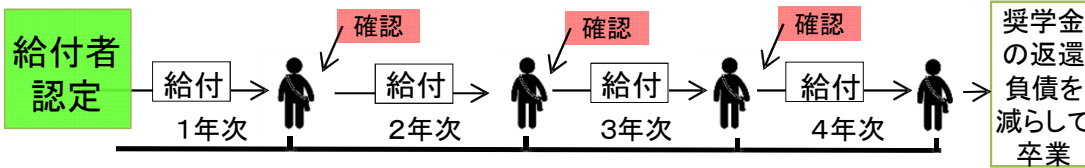
- 制度創設の基本的な趣旨である「進学を後押し」するためには、自らが対象となるのかどうかについて入学前の時点で予見可能とすることが重要である。
- 一方で、対象となった者であっても、学業に励まないような者に対して給付することは税金の使途として適切ではないことから、給付にあたっては、進学後の学業の状況を確認する仕組みを設けることが適当である。
- その上で、対象と認定された者への支給の具体的な方法については、学業の状況を確認して支給を確定させる方法(返還免除型ないし条件付給付型)と、対象者と認定されたことをもって当該年度は支給を確定し、翌年度への継続の可否を当該年度の学業の状況を確認する方法(事前給付型)が考えられる。

給付の在り方①

給付の方式

【事前給付型】

給付対象者として認定の上、大学等への入学後に初年度分を事前給付。毎年度学業状況等を確認し、適格と認定された学生等に継続給付。



メリット

○学修状況に関わらず給付されることにより、学生にとっては安心感が得られる

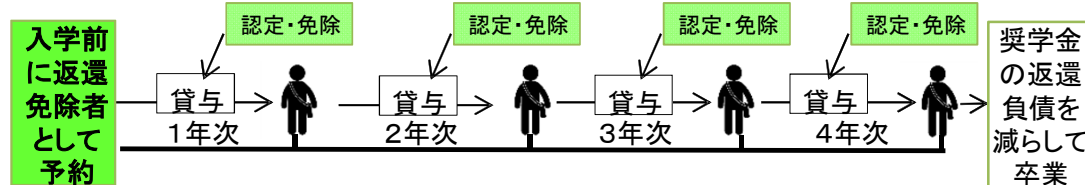
デメリット

×学修がおろそかな者にも給付される可能性(毎年度認定を行い一定程度チェックすることは可)

【返還免除型】

免除対象者として予約の上、大学等への入学後に奨学金を貸与。学業状況等を確認し、適格と認定された学生等について、奨学金の一部を返還免除。

○毎年度免除する方式



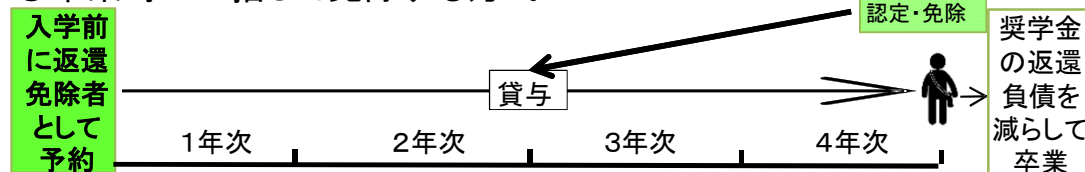
メリット

○学修状況を確認した上で免除することで、しっかり学業を修めた者への給付となる
○毎年度免除することで、学生にとって安心感が得られる

デメリット

×給付(免除)を受けられるかどうか入学前に確定せず、学生にとって不安感
×途中年次で学業がおろそかになる者も免除となる可能性

○卒業時に一括して免除する方式



○同上(一つ目の○)

○卒業を免除の条件とすることで途中年次で学業がおろかになる学生への免除を抑止

×同上

×毎年度免除案と比較して免除条件が厳格であり、学生の不安感が大きくなる可能性

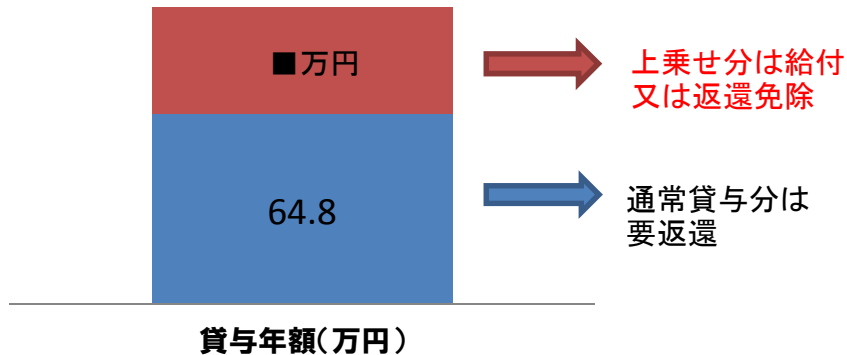
※返還免除制度による免除額(無利子奨学金)(平成26年度実績)

- ・大学院業績優秀者免除制度(126億円)
- ・教育・研究職免除制度(158億円)
- ・死亡・心身障害による免除(9億円)

給付(免除)分と現行貸与分の関係

○通常貸与額に上乗せして給付(免除)する場合

■ 通常貸与 ■ 免除又は給付部分

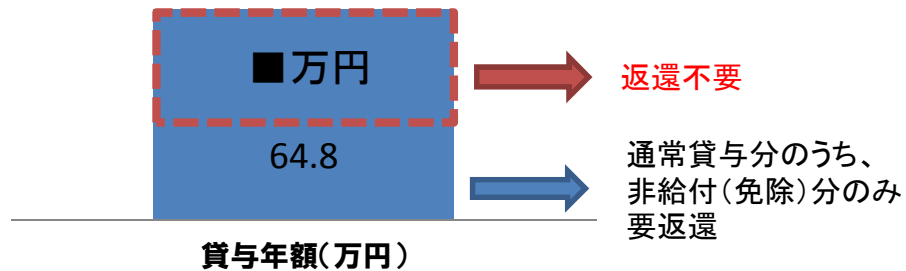


現在の貸与額に加えて上乗せの給付又は貸与が必要となるため、**直ちに追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合：追加措置分を上乗せ給付
- ・返還免除の場合：追加措置分を上乗せして貸与し、所要年数後に返還免除

○通常貸与額の内数として給付(免除)する場合

■ 通常貸与 ■ 免除又は給付部分



貸与(給付)額は現行と同額のため**当面追加の財政措置は必要ないが、返還時に返還金が減少するため、後年度に追加の財政措置が必要**

- ・給付の場合：貸与額の一部を渡し切りで給付
- ・返還免除の場合：貸与額の一部を所要年数後に返還免除

今後の主な検討課題等

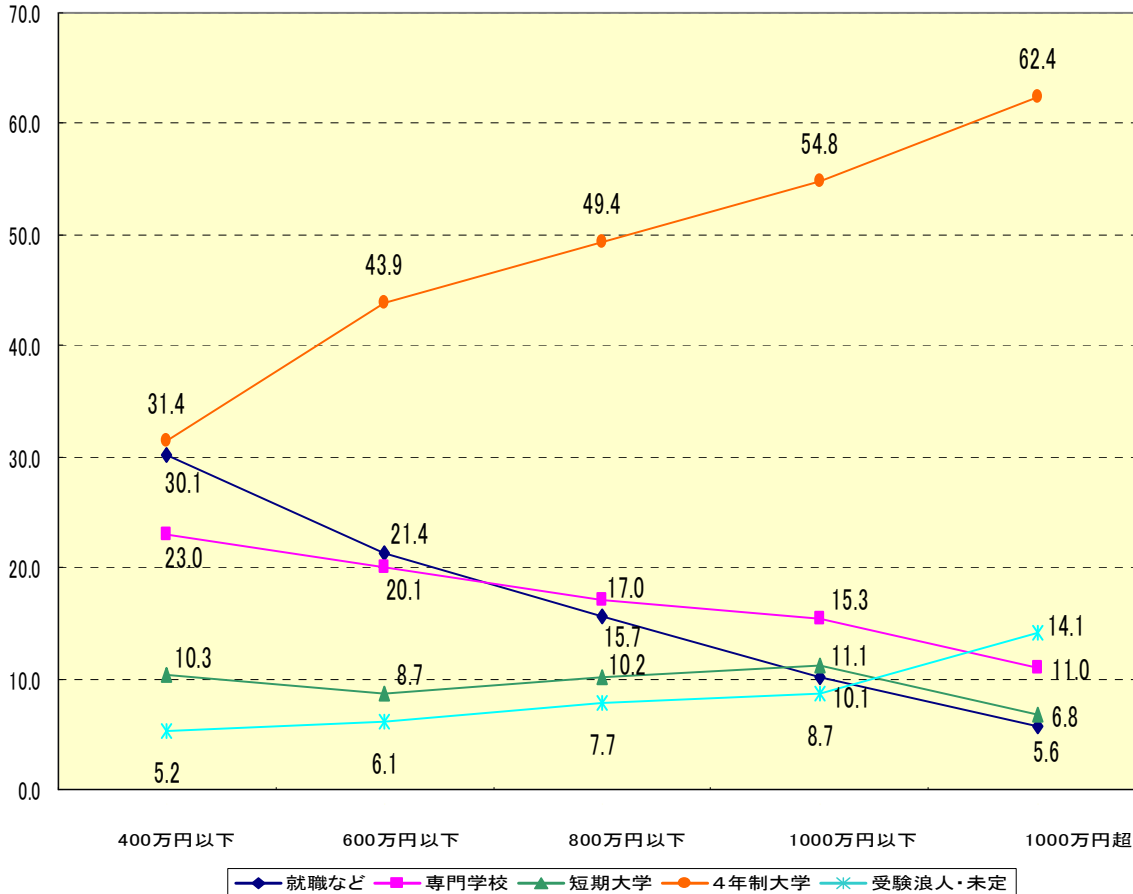
- 学校推薦等の方法も併用して対象を選定する場合、透明性・公平性等を確保する観点から、どのような基準に基づき推薦するのか、推薦者全体の規模をどう考えるかについて更なる検討が必要である。
- 給付額については、年収の低い世帯の学生への家庭からの給付の状況、他の経済的支援制度や必要となる経費等を踏まえ、必要な額について更なる検討が必要である。
- 実際の対象者選定の手続きについては、「進学を後押し」する観点から、給付受給の予見可能性を高める必要があり、制度導入時期や実際の手続きについても十分な周知活動が必要。なお、上記の観点からは、高等学校等在学時における予約採用が基本となると考えられる。

參考資料

○ 世帯年収に応じて大学等への進学率に差が生じている。また、世帯タイプによって子どもの貧困率にも大きな差があり、大学等進学率にも差が生じている。

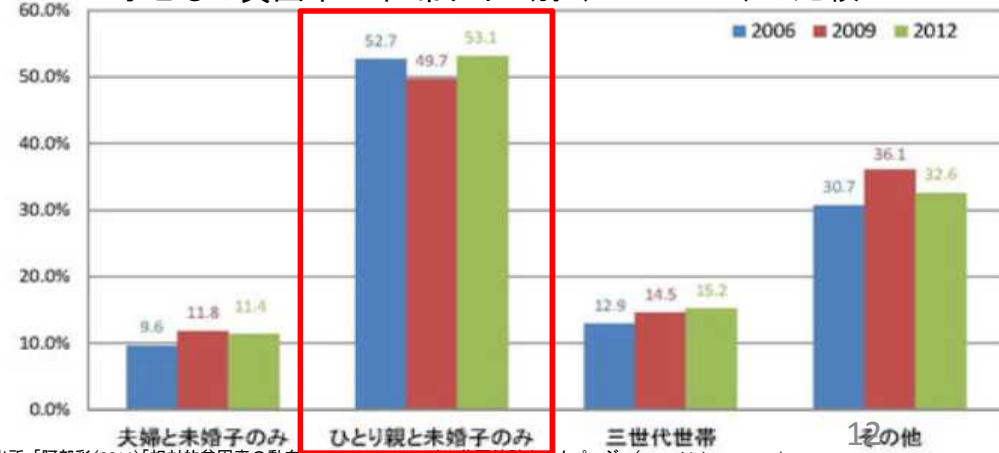
●高校卒業後の予定進路(両親年収別)

両親の年収が高くなるほど、4年生大学に進学する割合が増加する傾向にある。



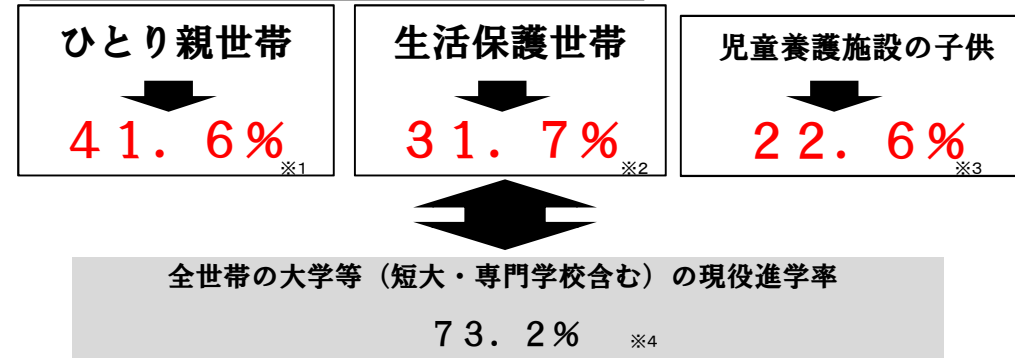
参考1:世帯タイプによって貧困率自体にも大きな差

子どもの貧困率: 世帯タイプ別 (2006-2012)の比較



出所:「阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向:2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ (www.hinkonstat.net)

参考2:世帯タイプによる大学等進学率の差



※1 平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)
 ※2、3 平成26年4月1日現在 厚生労働省調べ
 ※4 文部科学省「平成27年度学校基本調査」を基に算出

参考3:各世帯における子供数等

- ひとり親世帯の数 : 約150万世帯 ※5
- 生活保護世帯の子供の人数 : 約28万人 ※6
- 児童養護施設の子供の人数 : 約3万人 ※7

※5 ひとり親世帯数として、厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告(平成23年11月1日現在)」における満20歳未満の未婚の子供がいるひとり親の推計世帯数(母子世帯123.8万世帯及び父子世帯22.3万世帯)を合計した値を記載しており、ひとり親世帯の子供の数ではない
 ※6 生活保護を受けている20歳未満の被保護人員(厚生労働省「平成26年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」(平成26年7月末日現在)) (286,048人)を記載している
 ※7 厚生労働省家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)によると、全国の児童養護施設入所児童は28,183人である

注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
 注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例:「500~700万円未満」なら600万円)、合計したもの。
 注3) 無回答を除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

学力及び家計状況と進学希望との関係

○学力別家計収入別の大学進学希望率(最も希望するもの:%)

中3生保護者調査

		家計収入				
		-400万	425-600万	625-800万	825-1025万	1050万-
中 3 時 成 績	下のほう	31.1	26.8	38.2	53.6	78.6
	中の下	33.3	51.0	60.0	65.5	75.0
	中くらい	67.2	67.9	65.7	72.6	82.1
	中の上	70.5	68.6	85.7	84.6	91.3
	上のほう	90.0	87.5	95.9	96.9	98.6

高3生保護者調査

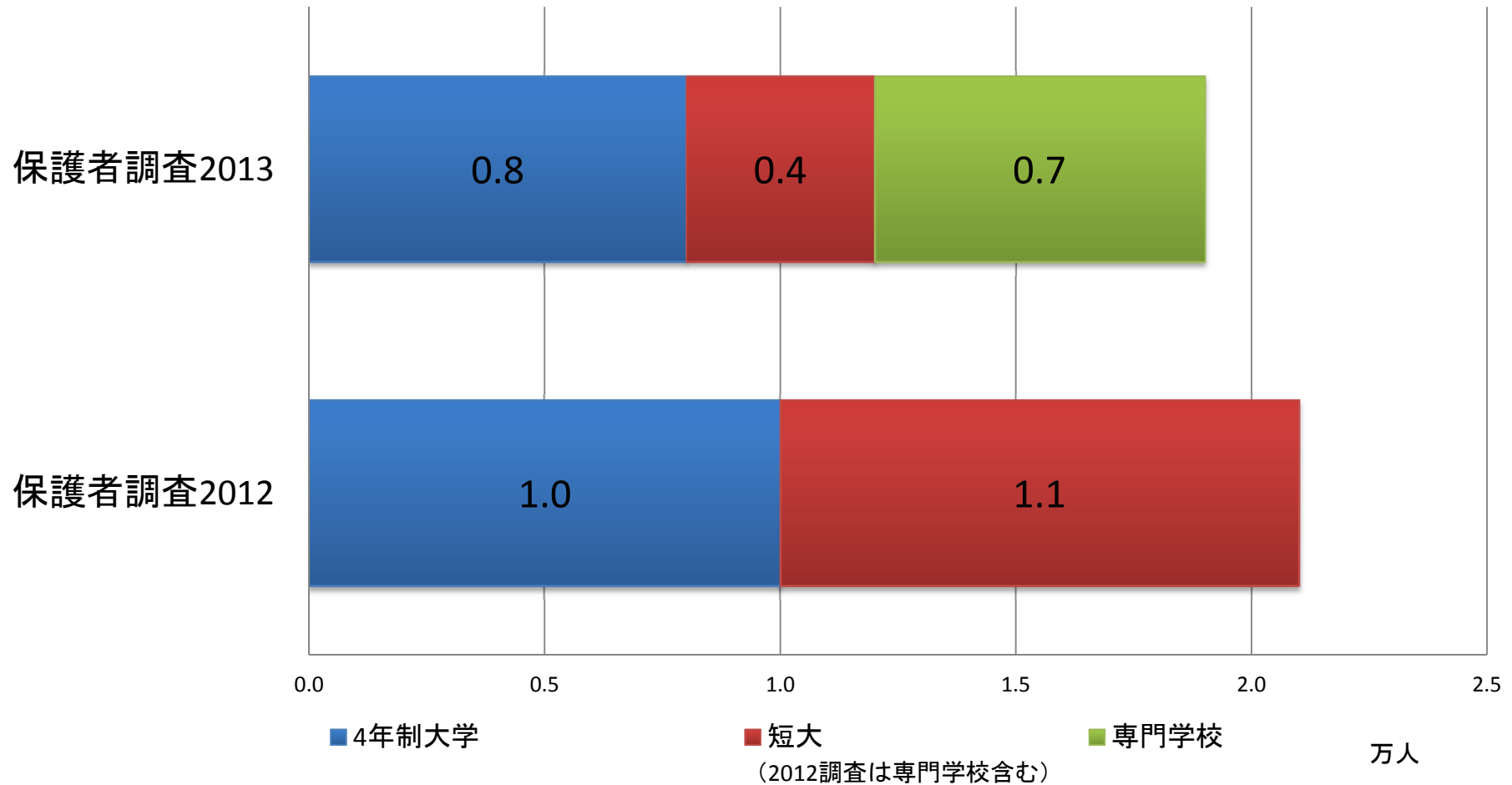
		家計収入				
		-400万	425-600万	625-800万	825-1025万	1050万-
中 3 時 成 績	下のほう	28.6	25.9	25.0	53.3	50.0
	中の下	33.3	46.7	38.2	57.6	65.6
	中くらい	44.7	51.4	60.4	61.1	71.4
	中の上	59.0	69.6	73.6	92.5	83.9
	上のほう	77.5	88.5	96.8	90.0	97.8

低収入・中～高学力層は大学進学が可能な学力を有していながら、
経済的理由により一部の生徒が中3生→高3生の間に進学を断念

中学3年→高校3年での大学進学希望率の変化

		家計収入				
		-400万	425-600万	625-800万	825-1025万	1050万-
中 3 時 成 績	下のほう	-2.5	-0.9	-13.2	-0.3	-28.6
	中の下	0.0	-4.3	-21.8	-7.9	-9.4
	中くらい	-22.5	-16.5	-5.3	-11.5	-10.7
	中の上	-11.5	1.0	-12.1	7.9	-7.4
	上のほう	-12.5	1.0	0.9	-6.9	-0.8

経済的に困難で給付型奨学金があれば進学



少なくとも一部は人材の浪費(ウェステッジ)と考えられる。

学術創成科研(金子元久研究代表) 東京大学・大学経営・政策センター、サンプル数は4,000、文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)、サンプル数は、1,064

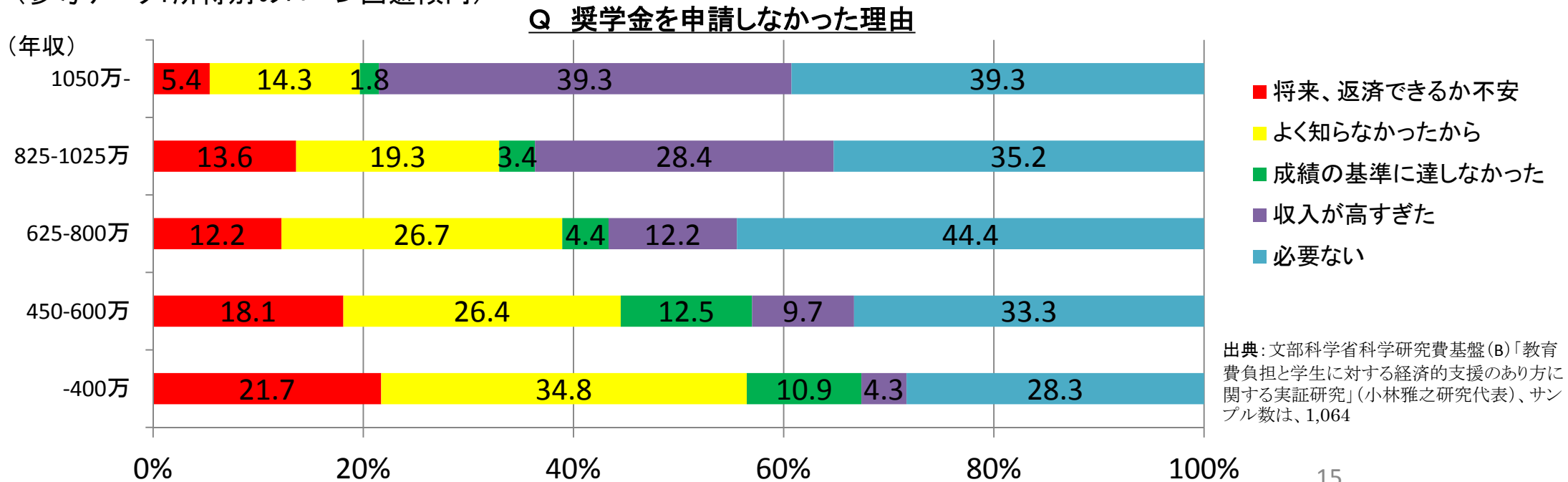
ローン回避の問題とは

返済問題と並んで、貸与奨学金のもう一つの大きな問題は、ローン回避と言われる問題である。**返済の負担感が強ければ、そもそも貸与奨学金を借りないという行動をとる者があらわれる。これがローン回避問題である。この問題が重要なのは、負担感は低所得者層の方が強い**ため、**ローン回避が多く発生する恐れがある**ためである。一般に高所得層の方が、貸与奨学金は借りる率は低い。これは、子どもに借金を負わせたくないという親の心情と、そもそも借りる必要がないという経済力による。しかし、**低所得層の場合には、借金の負担感は強い**。例えば、100万円の借金でも、年収一億円の者では負担感はまるで異なるだろう。このため、ローンを借りる率は高所得層の方が低いものの**低所得層ではローン回避により借りる率が低下する**。

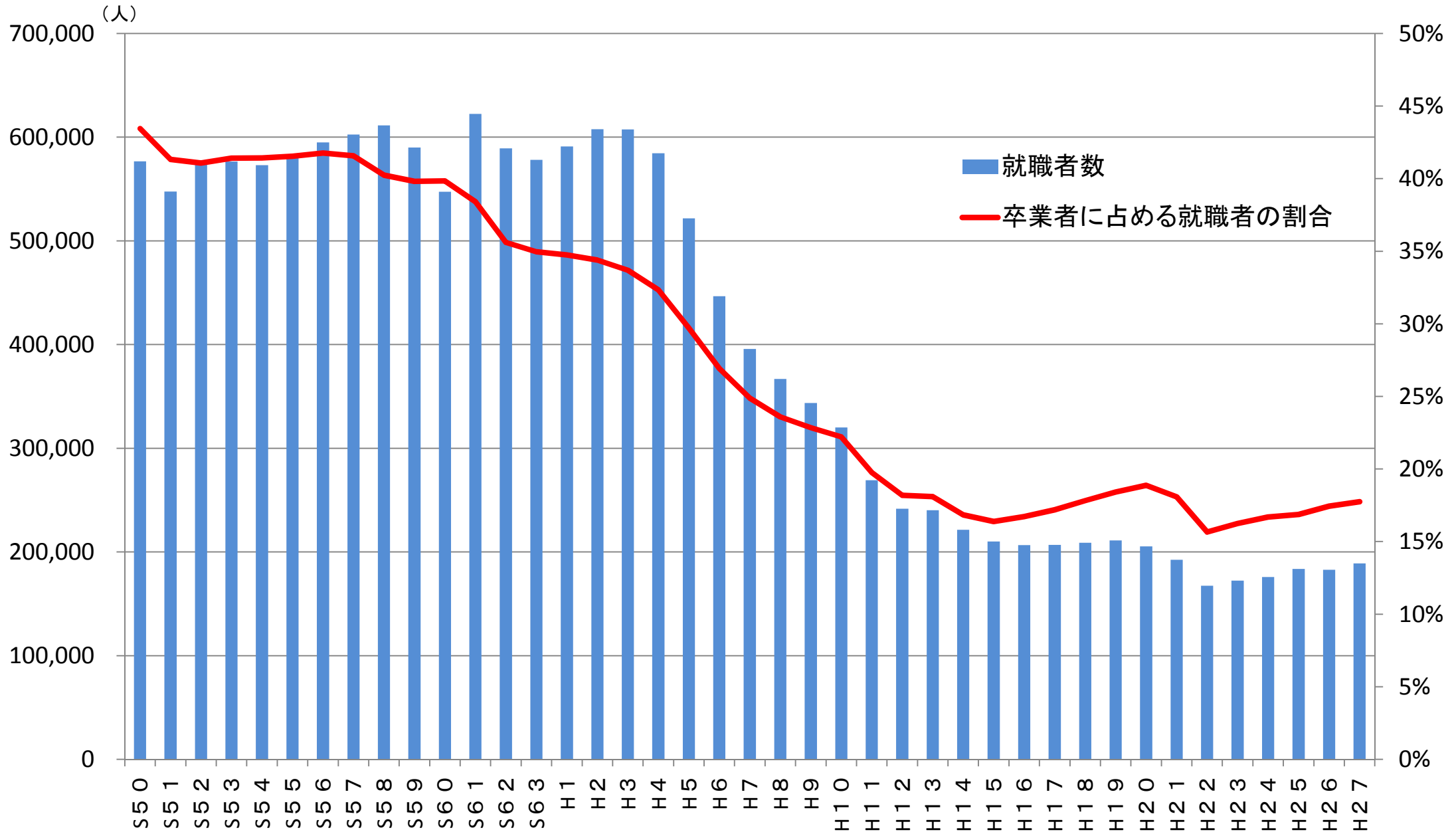
そもそも**奨学金の目的の一つは、低所得層の教育費の経済的負担を軽減し、教育の機会均等に資するためのもの**である。ニードベース奨学金がこれにあたる(中略)。もし、**奨学金とりわけニードベース奨学金がローン回避を生んでしまったら、その役割を果たせないことになる、これが、この問題の最も深刻な点**である、このため、**低所得層への経済的支援として、貸与ではなく給付奨学金が重要であることが認識されてきた**のである。

「今後の学生への経済的支援の在り方」小林雅之(「大学と学生」2010. 12より一部抜粋)

(参考データ: 所得別のローン回避傾向)



高卒就職者数等の推移について

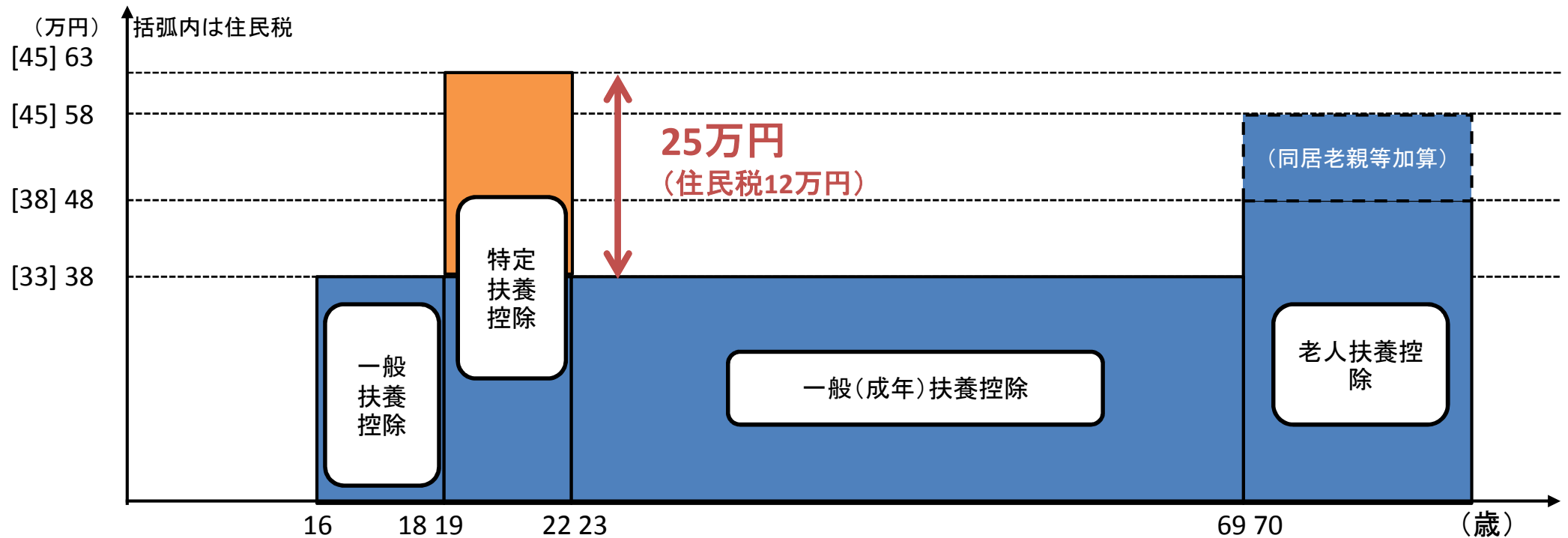


※対象は全日制・定時制の高等学校で各年3月に卒業した者
 ※進学しかつ就職した者は除いている

出典:「学校基本調査報告書」

特定扶養控除制度

平成元年に、「教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から」、16歳から22歳までの親族を扶養する場合に、通常の控除よりも上乗せする「特定扶養控除」が創設された。(16～18歳までの上乗せ措置については、平成22年度税制改正により廃止。)



○特定扶養控除による所得税減額分

課税対象所得	非課税	～195万円	195万円～330万円	330万円～695万円	695万円～900万円	900万円～1800万円	1800万円～4000万円	4000万円～
減額分	0円	31,500円	63,000円	126,000円	144,900円	207,900円	252,000円	283,500円

学生生活費(大学)

1-1表 居住形態別・収入平均額及び学生生活費の内訳(大学昼間部)

(単位:円)

区分	自 宅				学 寮				下宿、アパート、その他				平 均				
	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	
収 入	家庭からの給付	608,700	585,800	1,077,400	1,011,900	628,300	829,500	1,398,400	1,237,800	1,151,600	987,800	1,659,100	1,454,500	951,800	824,600	1,276,400	1,193,800
	奨学金	267,100	280,200	387,100	371,000	543,200	416,100	528,600	528,000	367,300	419,200	451,600	423,700	345,900	364,400	415,200	400,000
	アルバイト	308,700	319,800	367,600	359,900	252,400	176,000	149,400	169,400	261,900	327,600	295,500	287,900	276,000	319,800	332,800	321,800
	定額収入・その他	40,600	42,200	58,500	56,100	46,700	32,000	74,600	68,200	43,500	45,800	59,400	53,500	42,700	44,000	59,700	55,800
	計	1,225,100	1,228,000	1,890,600	1,798,900	1,470,600	1,453,600	2,151,000	2,003,400	1,824,300	1,780,400	2,465,600	2,219,600	1,616,400	1,552,800	2,084,100	1,971,400
支 出	授業料	502,700	520,300	1,030,300	958,200	428,500	534,500	919,500	816,400	503,300	518,200	1,088,700	868,600	498,900	519,500	1,042,200	916,000
	その他の 学校納付金	11,900	18,500	157,600	137,700	13,200	32,000	160,500	129,200	9,600	14,400	178,500	115,000	10,500	16,600	164,300	128,600
	修学費	53,000	52,400	49,100	49,600	51,400	50,800	48,700	49,300	48,400	46,400	50,100	49,300	50,000	48,900	49,400	49,500
	課外活動費	42,900	26,600	30,000	31,200	59,700	32,400	57,400	57,100	50,700	29,900	31,200	36,900	48,700	28,700	31,900	34,800
	通学費	100,700	106,800	102,400	102,400	12,100	11,200	15,800	14,900	11,700	17,800	26,000	21,100	39,600	52,600	73,800	66,400
	小計(学費)	711,200	724,600	1,369,400	1,279,100	564,900	660,900	1,201,900	1,066,900	623,700	626,700	1,374,500	1,090,900	647,700	666,300	1,361,600	1,195,300
	食費	102,300	87,300	97,300	97,500	266,900	195,400	241,900	245,200	284,700	245,100	255,900	263,700	226,500	181,400	154,800	169,300
	住居・光熱費	200,600	232,000	311,800	288,700	487,500	441,300	429,700	447,900	318,400	261,000	151,200	187,400
	保健衛生費	34,400	37,600	36,800	36,600	39,400	24,000	35,200	35,600	36,000	39,100	36,400	36,500	35,700	38,100	36,600	36,500
	娯楽・嗜好費	119,400	119,000	131,400	129,700	123,300	95,500	118,200	118,500	135,800	139,800	143,900	141,200	130,000	130,200	134,500	133,500
	その他の日常費	132,000	130,300	134,700	134,200	128,000	130,200	134,700	133,300	146,900	157,400	150,100	149,700	141,100	145,900	139,500	140,100
小計(生活費)	388,100	374,200	400,200	398,000	758,200	677,100	841,800	821,300	1,090,900	1,022,700	1,016,000	1,039,000	851,700	756,600	616,600	666,800	
計	1,099,300	1,098,800	1,769,600	1,677,100	1,323,100	1,338,000	2,043,700	1,888,200	1,714,600	1,649,400	2,390,500	2,129,900	1,499,400	1,422,900	1,978,200	1,862,100	

出典:「平成26年度学生生活調査」(日本学生支援機構)

学生生活費(短期大学)

1-3表 居住形態別・収入平均額及び学生生活費の内訳(短期大学昼間部)

(単位:円)

区分	自 宅				学 寮				下宿、アパート、その他				平 均				
	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均	
収入	家庭からの給付	…	452,800	868,300	855,200	…	417,700	1,152,600	1,111,300	…	739,800	1,227,100	1,164,000	…	590,300	950,100	931,300
	奨学金	…	228,500	379,500	374,700	…	492,600	457,400	459,300	…	435,800	498,400	490,300	…	346,600	405,600	402,500
	アルバイト	…	229,000	287,800	286,000	…	188,600	94,100	99,400	…	171,100	228,200	220,800	…	198,200	265,400	261,900
	定職収入・その他	…	37,100	75,000	73,800	…	23,900	154,800	147,400	…	46,600	112,400	103,900	…	40,900	86,500	84,100
	計	…	947,400	1,610,600	1,589,700	…	1,122,800	1,858,900	1,817,400	…	1,393,300	2,066,100	1,979,000	…	1,176,000	1,707,600	1,679,800
支出	授業料	…	388,200	809,800	796,500	…	340,800	736,200	713,900	…	389,100	799,800	746,600	…	385,600	803,500	781,700
	その他の 学校納付金	…	35,900	193,500	188,600	…	68,000	193,100	186,100	…	49,000	177,400	160,800	…	44,400	190,600	183,000
	修学費	…	41,400	54,000	53,600	…	36,200	47,400	46,800	…	39,000	57,200	54,800	…	39,900	54,200	53,400
	課外活動費	…	8,300	8,400	8,400	…	8,700	16,600	16,200	…	7,000	9,800	9,400	…	7,700	9,200	9,100
	通学費	…	83,100	97,200	96,800	…	4,100	6,500	6,400	…	5,400	25,300	22,700	…	40,100	78,800	76,800
	小計(学費)	…	556,900	1,162,900	1,143,900	…	457,800	999,800	969,400	…	489,500	1,069,500	994,300	…	517,700	1,136,300	1,104,000
	食費	…	51,200	63,000	62,700	…	142,800	184,200	181,800	…	176,700	198,700	195,800	…	118,300	94,800	96,000
	住居・光熱費	…	…	…	…	…	122,300	285,300	276,100	…	371,200	406,500	401,900	…	188,700	90,500	95,600
	保健衛生費	…	31,000	37,500	37,300	…	21,600	27,300	27,000	…	26,000	35,400	34,200	…	27,900	36,500	36,000
	娯楽・嗜好費	…	102,500	110,400	110,200	…	92,100	111,600	110,500	…	99,900	124,300	121,100	…	100,600	113,000	112,300
	その他の日常費	…	123,600	135,700	135,300	…	91,400	154,100	150,500	…	123,500	139,400	137,300	…	121,400	137,400	136,600
	小計(生活費)	…	308,300	346,600	345,500	…	470,200	762,500	745,900	…	797,300	904,300	890,300	…	556,900	472,200	476,500
	計	…	865,200	1,509,500	1,489,400	…	928,000	1,762,300	1,715,300	…	1,286,800	1,973,800	1,884,600	…	1,074,600	1,608,500	1,580,500

出典:「平成26年度学生生活調査」(日本学生支援機構)

諸外国の代表的な給付型奨学金制度について①

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
制度名	ペル奨学金	生活費給付奨学金	連邦奨学金	高等教育一般給与奨学金	国家奨学金 I
実施機関	連邦政府	スチューデント・ローンカンパニー	連邦政府	国	韓国奨学財団(KOSAF)
給付・貸与者数(率)	約820万人(35%) (2014年)	約55万人 (2014年)	約67万人(27%) (2012年)	国立大学 約47万人(35%) 中級技術者養成課程 約10万人(45%) グランゼコール 約4.1万人 等(2012年)	約130万人(36%) ※他の政府の奨学金を含む
年間奨学金	最大66.8万円(\$5,730) 平均42.8万円(\$3,673) (2014年)	最大62.5万円(£3,387) (2015年)	51.7万円(€5,064) 親と同居 73.2万円(€7,164) 親と別居 ※最高金額,半額給付(2012年)	学籍登録料及び健康保険料 免除~48.0万円(€4,697) (2012年)	7.2万~55.8万円 (67.5万~520万ウォン) (2016年)
大学授業料 ※入学 金含ま ず	州立:63.4万円(\$7,703) 私立:193.1万円 (\$23,460) ※総合・4年制大学平均 (2011年)	国立:166.1万円 (£9,000) ※最高額(2015年)	一般学生に対する授業料徴収は なし (2015年)	国立大学:1.8万円(€181) ※学籍登録料として(2012 年)	国公立:43.9万円 (409万ウォン) 私立:78.7万円 (734万ウォン) ※平均値(2015年)
大学進学率	71%(2012年)	67%(2012年)	53%(2012年)	41%(2012年)	69%(2012年)
主な条件	○大学在学中に必要な経費が、家庭からの期待される援助額を上回る学生(援助額は、法律で定められた計算式(収入・資産状況・家族構成などを反映)を用いて算定)	○収入の上限あり(2015年の場合、約789万円(£42,620))	○収入の上限はなし(家庭の収入(貯金や資産も含む)や家族構成などを加味して援助額を設定) ○各課程が定めている学修規定や試験規定が定める適性が身についていること ○原則、入学時点で30歳未満であること	○学生の家庭状況に基づく収入の上限を超えない者。 ○勤勉条件あり(授業への出席、必修実習の実施など) ○原則、入学時点で原則28歳未満(初申請)	○所得水準が下位80%以下の学生 ○直前学期の取得単位(12単位)と成績80点以上(100点満点)の成績を収めた者(新生は、最初の学期に限り成績要件は適用なし)

諸外国の代表的な給付型奨学金制度について②

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
主な申請内容	<ol style="list-style-type: none"> 個人情報(氏名、住所、社会保障番号、誕生日、国籍、結婚の有無、両親の最終学歴、高校情報、大学卒業の有無、申請後の所属学年など) 個人の所得情報(所得税申告状況、総収入、所得税額、課税控除、経常収支、純資産額、片親の場合の養育費、その他の課税所得、非課税所得など) 年齢、結婚の有無、子供の有無、従軍中か、兵役経験者か、扶養家族の有無、親もしくは後見人との法的な関係など 両親に関する情報(学生との法的な関係・状況、氏名、住所、社会保障番号、誕生日、家族の人数、大学生の数、連邦政府からの支援状況)、両親の所得情報(所得税申告状況、失業中か、総収入、所得税額、課税控除、経常収支、純資産額、子供の養育費(片親の場合)、年金や定年退職後の貯蓄計画、非課税所得など) (3. で該当があった場合)学生の家族の構成人数(親含まず)、大学生の人数、学生家族に対する連邦政府の支援状況 書類提出を希望する大学情報入力 誓約(学生本人および両親) 	<ol style="list-style-type: none"> 個人情報(氏名、誕生日、出身地、国籍、国民保険番号、身分証明(パスポートなどの情報)、貸与型奨学金の実績の有無、住所、電話番号等連絡先、婚姻状況) 居住(国籍、自身及び親や配偶者等のEEA加盟国等での就業状況、就業継続の有無、永住権の有無、難民認定・人道保護の有無、入学前三年間の海外生活の有無・情報、親や配偶者等の海外生活・就業の有無・情報) 大学(大学名、住所、学科情報、在学年、授業料、コースのタイプ、両親との同居の予定、学期中の予定(留学など)) 以前の修学状況(高等教育就学経験の有無、学位取得の有無とある場合の学位、大学等の情報(名前・コース名・入学/卒業(中退)日時)、中退の理由、他の奨学金申込みの資格の有無) 銀行口座等情報(銀行支店コード、口座番号、住宅金融組合番号) 貸与額等の希望(生活費用の貸与奨学金の希望額、貸与奨学金の希望額 など) 独立か非独立か(入学時の年齢、婚姻の有無、18歳以下の子供の養育の有無) 学生の経済状況(不労所得、就労所得、扶養児童の状況) 家族状況(両親同居の有無、両親婚姻状況) 家族やパートナーの経済状況(申請者との関係、氏名、誕生日、出身地、住所、電話番号、メールアドレス、国民保険番号、収入状況(給与・年金・利息・投資など)、税控除状況(年金など)、子供の有無 など) 	<ol style="list-style-type: none"> 在籍教育機関情報 個人情報(氏名、出身地、生年月日、納税者番号、結婚の有無、国籍、住所、金融機関の情報) 両親に関する情報(氏名、生年月日、住所、国籍、法的関係) 申請者の家庭状況(独立生計か、子供の有無、公的助成の有無、両親との同居の有無、寮費、医療保険・介護保険の状況、貸付上限希望額) 申請者の収入状況(教育訓練報酬やアルバイト、年金等からの収入の見込み) 申請者の資産状況(現金、貯金額、財形貯蓄、年金貯蓄、不動産、有価証券、債券など) <p>※家計が独立していない場合は両親含む</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者の負債状況(抵当、土地債務、学修ローンなど) 評価外の資産(法的理由から活用できない資産、兵役義務後の免税補助金) 	—	<ol style="list-style-type: none"> 申請の同意及び誓約 学校情報入力 個人情報入力(氏名、連絡先、住民登録番号、住所、未婚者は家族(両親)/既婚者は配偶者の情報など) 奨学金種類の選択 Eラーニング履修(簡単な金融教育、国の奨学金案内等) 本人の口座情報入力 申請情報の確認及び個人情報提供の同意 <p>※申請者の家族関係と世帯の所得・財産に関することは、KOSAFが政府機関に要請し、オンラインで受け取るため、申告不要。</p>

出典: アメリカ <https://fafsa.ed.gov/fotw1617/pdf/PdfFafsa16-17.pdf> イギリス http://media.slc.co.uk/sfe/1516/ft/sfe_pn1_form_1516_d.pdf

ドイツ https://www.bafög.de/intern_v2/system/upload/formblaetter/FB1_ab2016.pdf

韓国 http://www.hanyang.ac.kr/code_html/H1BC/000003/101/FAQ.pdf

をもとに文部科学省にて作成

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日 閣議決定）

（奨学金制度の拡充）

現在の奨学金制度は、家庭の経済事情、本人の能力などに応じて様々な支援措置が講じられているが、依然として無利子奨学金を受けられない学生がいる、あるいは、社会に出た後の返還負担に不安を覚え奨学金を受けることを躊躇する学生がいることが指摘されている。このため、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、以下のように奨学金制度の拡充を図る。

無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度（2017年度）の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

第2章 取り組む施策

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進

格差については、それが固定化されないことが大切である。このため、教育の役割は重要であり、奨学金制度の拡充を図る。（略）

① 給付型奨学金については、平成29年度（2017年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

② 無利子奨学金については、速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成29年度（2017年度）進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが受給できるようにする。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(2) 若者への支援拡充、女性活躍の推進

- ・給付型奨学金の実現（文部科学省）
- ・無利子奨学金の拡充（文部科学省）
- ・財政投融資貸付金利の下限見直し（有利子奨学金の貸与利率の見直し（日本学生支援機構）等）（財務省）
- ・「所得連動返還型奨学金制度」導入に向けたシステム整備（文部科学省）